博物館登録審査の手引き

レクチャー動画シリーズ・6

「博物館現場からの登録申請に向けたアプローチ：指定管理制度での運営館を含めて」

JAPAN MUSEUM

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

「博物館現場からの登録申請に向けたアプローチ
：指定管理制度での運営館を含めて」

アドバイザリー・ボード　委員　佐久間大輔
（大阪市立自然史博物館）

あれ？うちの博物館て登録してないのかな？

- 「博物館」と名前がついていても、「公立博物館」でも、登録・審査を受けないと博物館法上の博物館になりません。
- 美術館・科学館・動物園・水族館・植物園も登録すれば博物館法上の博物館になれます。
- 会社が作った博物館やNPOの博物館も、公立大学・私立大学の博物館も、登録すれば博物館法上の博物館になれます。

審査を受け、登録博物館や指定博物館になった館は
文化庁「博物館総合サイト」に掲載されています。

https://museum.bunka.go.jp/

博物館登録は、現場学芸員は関係ない？

そんな事はありません。

- 「登録博物館」は学芸員・館長の配置が必須になります。学芸員の雇用を安定させるためにも必要です。
- 博物館を登録するための審査には「博物館の使命」や「収蔵品の台帳記載」など、博物館を少しづつ良くするための仕掛けが含まれています。
- 登録博物館は、社会から信用を受けるための仕掛けです。資料の寄贈・展示品の貸し借り・寄付集めなど、あらゆる活動に信用の高さは影響してきます。

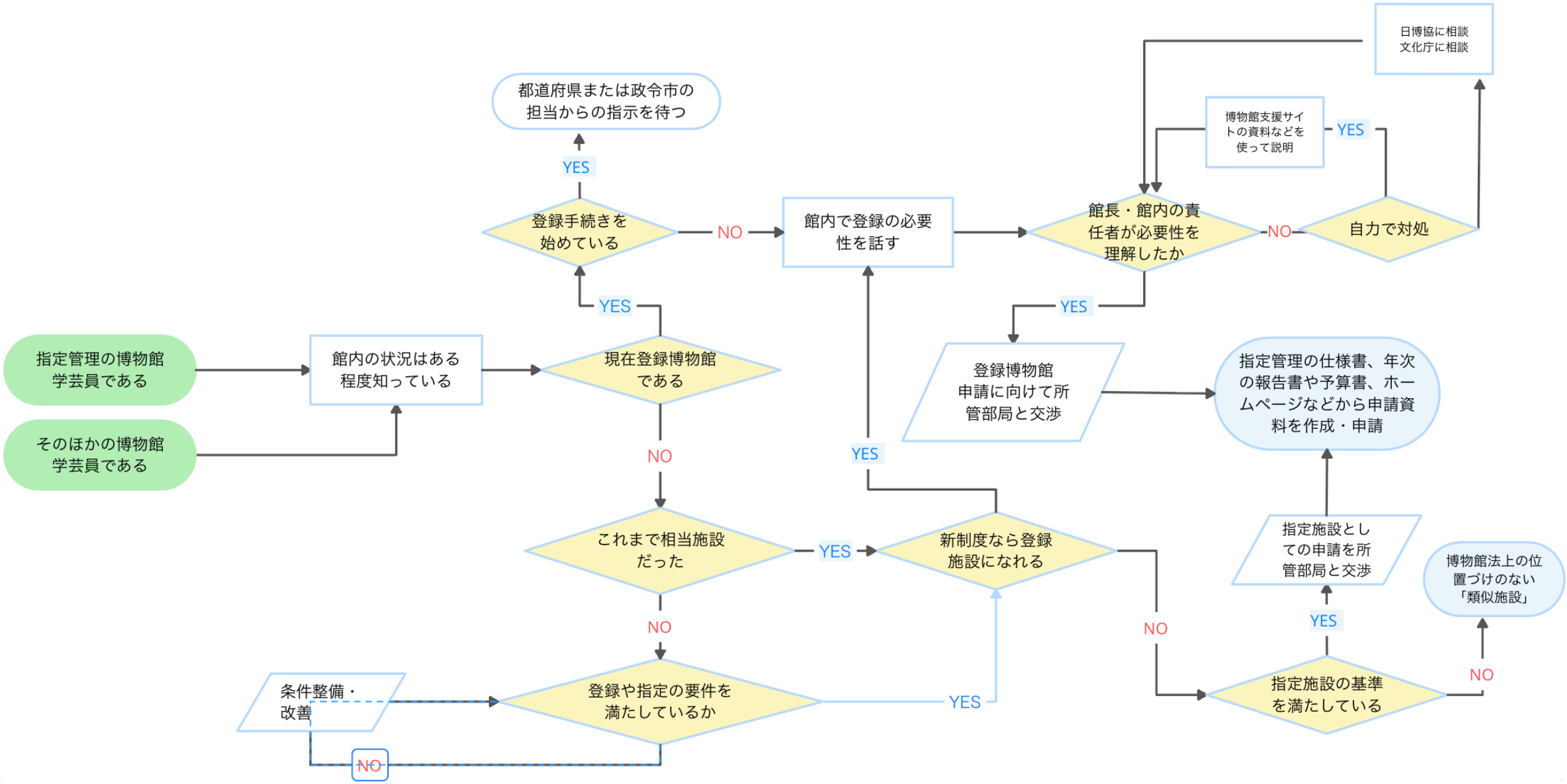
➔なので現場学芸員が働きやすい博物館にするためにも必要な制度です。

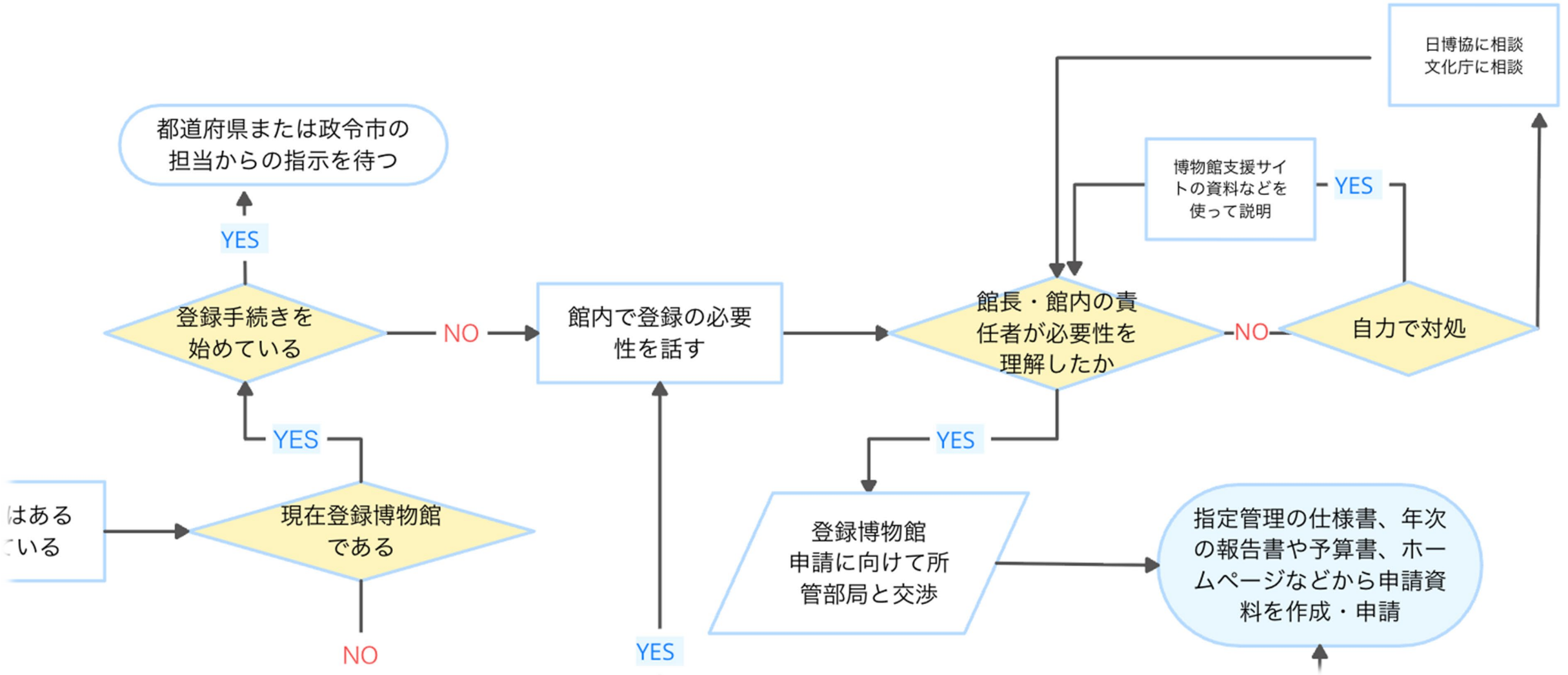
もしかして登録手続きしてないのかな？

- 過去に登録博物館・相当施設であったところも再申請・審査が必要です。
- 申請書類をつくること自身はそれほど難しくないですが、「博物館総合サイト」や日本博物館協会・文化庁などに相談すると、イメージが掴みやすいかもしれません。お気軽にどうぞ。
- 申請をするために、組織での意思決定に時間がかかることが予想されます。特に指定管理制度導入館などでは、運営事業者と設置者の調整や役割分担などが必要な場合もあります。
- そして、申請書類を作るだけでなく、審査にも時間がかかります。

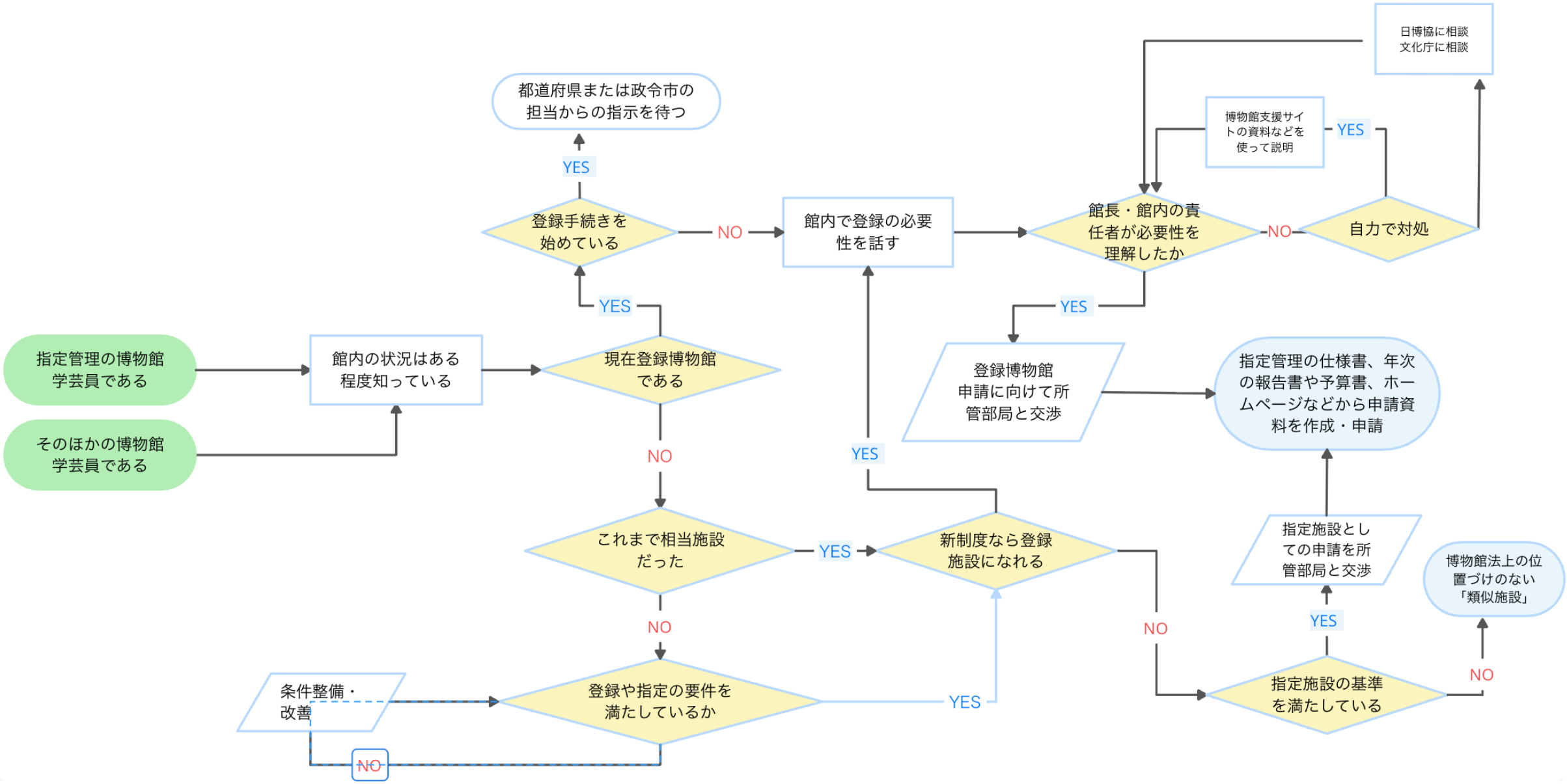
➔早めの動き出しが必要です。

登録に向けたフローチャート




日博協に相談
文化庁に相談
都道府県または政令市の
担当からの指示を待つ
博物館支援サイトの資料などを使って説明
YES
YES
登録手続きを始めている
NO
館内で登録の必要性を話す
館長・館内の責任者が必要性を理解したか
NO
自力で対処
YES
YES
はある
いる
現在登録博物館である
登録博物館
申請に向けて所管部局と交渉
指定管理の仕様書、年次の報告書や予算書、ホームページなどから申請資料を作成・申請
NO
YES

登録に向けたフローチャート



誰かが言い出さないと動かないことも

- これまで登録でなかったところも、新制度で登録に適合する博物館もたくさんあります。
- 逆に、これまで登録だったけど、法改正で厳しくなったのでは？という心配はほとんどいりません。
- ぎりぎりになると、登録担当窓口が混み合うかもしれません、早めに態度表明を。
- 相談は気軽にどうぞ。